

平成 29 年度
第 2 回五軒市民センター運営審議会

◇日時 平成 30 年 2 月 19 日（月） 13:30 から

◇場所 五軒市民センター 1 階 101 会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 平成 29 年度五軒市民センター事業報告について

(2) 平成 30 年度五軒市民センター事業計画（案）について

(3) その他

4 閉 会

水戸市五軒市民センター運営審議会委員名簿

(順不同)

		氏 名	団体等名及び役職名
1	会 長	金 成 滋	ふあいぶたうんコミュニティ 会長
2	副会長	高野 健治	ふあいぶたうんコミュニティ スポーツレクリエーション部会員
3	委 員	川 又 哲男	ふあいぶたうんコミュニティ スポーツレクリエーション部会長
4	委 員	橘 川 幸子	五軒地区女性会役員
5	委 員	北 澤 安芸	元PTA役員 ふあいぶたうんコミュニティ 生活環境部会員
6	委 員	木 村 明弘	水戸市立五軒小学校校長

◇任期 平成28年4月1日～平成30年3月31日

(1)平成 29 年度 五軒市民センター事業報告

☆クラブ

講座名	講師	対象	会員数	内容	開催日	回数	開講日
茶道	藤田 宗邦	一般成人	10	茶道の初歩から	第 1・3 火	22	5 月 2 日
たのしいヨガ	谷 中 碧	一般成人	17	心身を穏やかに健康づくり	第 1・3 火	22	5 月 2 日
やさしい囲碁	日 高 勇	一般成人	22	初歩から上級まで一緒に学ぶ	第 1・2・3 火	33	5 月 2 日
写真	橋 本 實	一般成人	18	基礎を学ぶ	第 3 水	11	5 月 17 日
ベシックダンス	鳥羽 桂子	一般成人	11	フットワークを基本から学ぼう	第 1・3 水	18	5 月 17 日
MIX ビクス	櫛田 かほり	一般成人	14	音楽に合わせて動き心肺機能を高めよう	第 1・3 木	21	5 月 18 日
楽しいカラオケ A	上杉 京子	一般成人	16	楽しく唄おう	第 1・3 木	20	5 月 18 日
実践ボールペン字	高 荷 秀麗	一般成人	11	美しい実用的なペン字に楽しむ	第 2・4 木	19	5 月 11 日
楽しいカラオケ B	上杉 京子	一般成人	11	楽しく唄おう	第 2・4 木	18	5 月 11 日
楽しい絵手紙	友部 久美子	一般成人	5	絵手紙の基礎から応用まで	第 1・3 金	20	5 月 19 日
絵手紙	平戸 昌子	一般成人	5	創作絵手紙の楽しさを学ぶ	第 1・3 金	19	5 月 19 日
ヘルスストレッチ	ム ツ コ	一般成人	5	健康のためのストレッチ	第 2・4 金	22	5 月 12 日
How To カラオケ	上杉 京子	一般成人	16	楽しく唄おう	第 2・4 金	21	5 月 26 日
五軒歩こう会	平戸 國晃	一般成人	43	健康な歩き方・水戸を知ろう	第 4 日	11	5 月 28 日

☆家庭教育関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒ふれあい学級	五軒幼稚園児と保護者・高齢者	3	6月6日	開講式・さつまいも苗植え	柳瀬 幸男	56
			6月27日	じゃがいも掘り	柳瀬 幸男	52
			10月10日	さつまいも掘り	柳瀬 幸男	56
わくわく学級	五軒幼稚園児と保護者	3	9月7日	親子リトミック	今泉 有里子	27
			11月20日	料理教室	軽部 知美	10
			12月15日	クリスマスコンサート	みとぴよ音楽隊	49
家庭教育学級	五軒小新入学児保護者	1	1月30日	家庭教育講演会	矢口 みどり	36

☆青少年関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
水戸郷土かるた五軒地区大会	地区小学生	1	1月13日	水戸郷土かるた地区大会		100

☆世代間交流関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒地区三世代ふれあいスポーツ大会	地区住民	1	6月4日	三世代交流ペタンク・ワナゲ	地区スポレク部会	56

☆女性教養関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒地区女性教養講座	成人女性	5	7月18日	開講式 「カラーコーディネイト教室」	桑原 智恵子	34
			9月22日	移動学習 (東京方面)		42
			10月13日	ポーセリンアート教室	大澤 喜代子	20
			12月7日	セルフリンパマッサージ& ヒモトレ	古谷 久生子	21
			2月23日	開講式・移動学習 (栃木県・茨城県)		31

☆高齢者関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
五軒いきいき大学	地区高齢者	4	7月19日	開講式・健康長寿の秘訣	高齢福祉課 地域支援センター	39
			9月20日	3B体操	小高 順子	33
			10月18日	籐編みを楽しもう	高根沢 彰子 瀬谷 洋子	31
			11月17日	閉講式・移動学習 (栃木県・茨城県)		33

☆市民センターまつり関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師	参加人数
わいわい五軒文化祭	地区住民 及び一般	1	11月11・12日	作品展示・芸能発表		400

☆その他

講座名	対象	回数	開催日	内容	主管	参加人数
五軒地区サマーナイト コンサート&ふれあいまつり	地区住民	1	7月15日	団体の音楽・芸能発表会・ 各種模擬店・催事出店	地区生涯学習部会	3,000
五軒地区防災 &交通安全のつどい	地区住民	1	9月3日	防災・交通安全関係の体験・ 訓練	地区きまりを守る部会	—
市民運動会	地区住民	1	10月8日	運動会	地区スポレク部会	2,000
五軒地区年末クリーン作戦	地区住民	1	12月16日	地区内道路一斉清掃	地区生活環境部会	139
流しびな作り	地区住民	1	2月3日	流しびな 500 艘を作成	五軒女性会役員	40
五軒香梅ひな流し	地区住民 及び一般	1	3月3日	家内安全・無病息災を願い 流しびな 500 艘を流す	地区生涯学習部会	

(2)平成 30 年度 五軒市民センター事業計画 (案)

☆クラブ

講座名	講師	対象	内容	開催日	継続人数	募集人数	開講日
茶道	藤田 宗邦	一般成人	茶道の初歩から	第 1・3 火	8	3	5 月 8 日
健康ヨガ	谷 中 碧	一般成人	心身を穏やかに健康づくり	第 1・3 火	15	10	5 月 8 日
やさしい囲碁	日 高 勇	一般成人	初歩から上級まで一緒に学ぶ	第 1・2・3 火	15	5	5 月 1 日
写真くらぶ	橋 本 實	一般成人	基礎を学ぶ	第 4 水	16	4	5 月 16 日
ベシックダンス	鳥羽 桂子	一般成人	フットワークを基本から学ぼう	第 1・3 水	12	8	5 月 2 日
MIXビクス	櫛田 かほり	一般成人	音楽に合わせて動き心肺機能を高めよう	第 1・3 木	10	10	5 月 17 日
楽しいカラオケ A	上 杉 京子	一般成人	楽しく唄おう	第 1・3 木	13	5	5 月 31 日
実践ボールペン字	高 荷 秀麗	一般成人	美しい実用的なペン字に楽しむ	第 2・4 木	10	5	5 月 10 日
楽しいカラオケ B	上 杉 京子	一般成人	楽しく唄おう	第 2・4 木	11	5	5 月 10 日
楽しい絵手紙	友部 久美子	一般成人	絵手紙の基礎から応用まで	第 1・3 金	8	5	5 月 18 日
絵手紙	平 戸 昌子	一般成人	創作絵手紙の楽しさを学ぶ	第 1・3 金	4	3	5 月 18 日
ヘルスストレッチ	ム ツ コ	一般成人	健康のためのストレッチ	第 2・4 金	6	5	5 月 11 日
How To カラオケ	上 杉 京子	一般成人	楽しく唄おう	第 2・4 金	15	5	5 月 25 日
五軒歩こう会	平 戸 國晃	一般成人	健康な歩き方・水戸を知ろう	第 4 日	43	7	5 月 27 日

☆家庭教育関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
わくわく学級	五軒幼稚園児と保護者	2	10月	未定	未定
			12月	未定	未定
家庭教育学級	五軒小新入学児保護者	1	1月	家庭教育講演会	未定

☆青少年関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
子ども教室	地区内小学生	1	未定	未定	未定
水戸郷土かるた五軒地区大会	地区小学生	1	1月	水戸郷土かるた地区大会	

☆世代間交流関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
五軒地区三世代ふれあいスポーツ大会	地区住民	1	6月	三世代交流ペタンク・ワナゲ	地区スポレク部会

☆女性教養関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
五軒地区女性教養講座	成人女性	5	7月	開講式・未定	未定
			9月	移動学習	
			11月	未定	未定
			1月	未定	未定
			2月	閉講式・移動学習	

☆成人教養関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
未定	地区住民	1	未定	未定	未定

☆高齢者関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
五軒いきいき大学	地区高齢者	4	7月	開講式・未定	未定
			9月	未定	未定
			10月	未定	未定
			11月	閉講式・移動学習	

☆市民センターまつり関係

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
わいわい五軒文化祭	地区住民 及び一般	1	11月	作品展示・芸能発表	

☆その他

講座名	対象	回数	開催日	内容	講師
五軒地区サマーナイト コンサート&ふれあいまつり	地区住民	1	7月14日	団体の音楽・芸能発表会・ 各種模擬店・催事出店	地区生涯学習部会
五軒地区防災 &交通安全のつどい	地区住民	1	9月1日	防災・交通安全関係の体験・ 訓練	地区きまりを守る部会
市民運動会	地区住民	1	10月6日	運動会	地区スポレク部会
五軒地区年末クリーン作戦	地区住民	1	12月	地区内道路一斉清掃	地区生活環境部会
流しびな作り	地区住民	1	2月	流しびな 500 艘を作成	五軒女性会役員
五軒香梅ひな流し	地区住民 及び一般	1	3月	家内安全・無病息災を願い 流しびな 500 艘を流す	地区生涯学習部会

(3)その他

平成 29 年度市民センター使用状況報告書

平成30年 1 月末現在

室名区分		市民センター	社 教	市	県	その他	合 計
ホ ー ル	件数	70	9	32	1	40	152
	人員	908	833	2,600	100	3,202	7,643
和 室	件数	69	0	20	0	610	699
	人員	857	0	950	0	6,056	7,863
会 議 室	件数	101	97	191	7	2,797	3,193
	人員	884	1,388	4,393	97	34,076	40,838
調 理 室	件数	2	1	6	0	17	26
	人員	41	19	100	0	153	313
累 計	件数	242	107	249	8	3,464	4,070
	人員	2,690	2,240	8,043	197	43,487	56,657
館 外 主 催 事 業	件数	8					8
	人員	364					364
館 外 共 催 事 業	件数		14				14
	人員		5,457				5,457
累 計	件数	8	14				22
	人員	364	5,457				5,821
合 計	件数	250	121	249	8	3,464	4,092
	人員	3,054	7,697	8,043	197	43,487	62,478

利用人数累計

月 別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	累 計
館 内	5,858	5,268	7,401	6,160	4,926	6,239	5,611	5,114	4,956	5,124	0	0	56,657
館 外	0	10	249	3,000	64	69	2,056	80	188	105	0	0	5,821
合 計	5,858	5,278	7,650	9,160	4,990	6,308	7,667	5,194	5,144	5,229	0	0	62,478

利用人数経年変化

年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28
合 計	27,696	24,943	126,402	35,906	89,299	88,635	23,043	77,964	75,052

※20年度・21年度：五軒公民館

※22年度：みと文化交流プラザへ総称変更（五軒市民センター・勤労青少年ホーム・勤労女性センター）となり現在の場所へ移転

※23年度：震災により市役所機能の一部が移転（4階に男女平等参画課・泉町大工町周辺地区開発事務所、5階6階に議会事務局）

※24年度・25年度：4階に男女平等参画課・泉町大工町周辺地区開発事務所

※26年度：6月～耐震補強工事により中央ビルにて業務

※27年度：工事終了により現在の場所にて業務再開

水戸市市民センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治体（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認められるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号いずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれのあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗教若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(管理譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号いずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害があっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用が終わったとき、又は前条に規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、現状に復さなければならぬ。

2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決すところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第10条から第13条までの規定は平成21年12月1日から、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行の日以後のセンターの使用の許可は、同日前においても、第4条の規定の例により行うことができる。